

第1節 市民の力が生きる地域社会の実現

市民協働・参加

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・佐久市協働基本指針と佐久市協働のまちづくり行動計画を統合し、佐久市協働のまちづくり計画を策定しました。
- ・市民の市政参画機会を拡充するため、ガイドラインに基づく佐久市型情報公開制度を開始しました。
- ・地域、NPO、企業などを結ぶネットワークづくりを推進し、市民活動を支援するため、平成24年度に佐久市市民活動サポートセンターを開設しました。
- ・市民活動ネットワークの拡大を図るため、佐久市市民活動サポートセンターが主体となって、市民活動団体の実態把握、情報のデータベース化、ネットワーク化を進めています。
- ・市民公募委員枠の拡大を図るため、審議会の委員の公募に関する指針を策定して、指針に基づく公募を開始しました。
- ・佐久市まちづくり活動支援金の制度を活用しやすいように見直し、市民自らが地域の課題を解決する積極的な活動を支援しています。
- ・市民への分かり易く、きめ細かな情報提供を行うため、広報佐久及び市ホームページをリニューアルするとともに、佐久市情報配信サービス（さくネット）の運用を開始しました。
- ・時代に即した幅広い情報発信を行うため、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平と連携するとともに、ツイッター、フェイスブック、サイマルラジオ*を活用した広報活動を開始しました。
- ・幅広い年齢層、職種からの意見・提言を受けするため、市政モニター、市ホームページの市政に対する意見提言コーナー、子ども議会、なんでもポスト、市内施設見学時のアンケートなどによる広聴活動を行いました。
- ・東京イブニング*を開催して、市政報告とともに在京する佐久市にゆかりのある方から意見を聴いています。

* サイマルラジオ：日本各地のコミュニティFM局の放送をインターネットでも配信することにより、電波が届かないエリアにも地域の情報を届けることが可能とするサービス

* 東京イブニング：佐久市と佐久市にゆかりのある方との双方向型の連携や、参加者間の交流の機会とすることを目的として開催している交流会

現状と課題

- ・佐久市型情報公開制度に基づき、幅広い市民からの意見聴取と市政参加機会の拡充を図る必要があります。
- ・多様化する市民活動団体の実態を把握し、そのニーズに的確に対応できるよう、佐久市市民活動サポートセンターへの登録を促進する必要があります。
- ・市民活動ネットワークを拡大するため、地域やNPO、企業などの様々な主体との連携、協力を進める必要があります。
- ・審議会の委員の公募に関する指針に基づき、審議会への市民参加を拡大していく必要があります。
- ・市民への分かり易い情報発信を行うため、広報佐久及び市ホームページの見直しを進めていく必要があります。
- ・時代に即した幅広い情報発信を行うため、引き続き佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平と連携するとともに、ツイッター、フェイスブック、サイマルラジオなどの様々な手段を用いて広報活動を充実する必要があります。
- ・幅広い年齢層、職種などから意見・提言を受けするため、引き続き市政モニター、市ホームページの市政に対する意見提言コーナーの活用などにより、広聴活動を充実する必要があります。
- ・佐久市審議会等の会議の公開に関する指針の適正な運用を図り、審議会の議事録などの公開時期の統一を図り、会議の透

明性の向上と、積極的な情報提供を推進する必要があります。

- ・マイナンバー制度*の運用開始に伴い、より一層、個人情報の適正管理を行う必要があります。

*マイナンバー制度:住民票を有する方に1人1つの番号を付し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理する制度

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 市民協働のまちづくり

- ・広報佐久、市ホームページ、SNS*などを通じて、市民、市民活動団体、行政が情報を共有することで、市民と市がパートナーとして、連携・協力する市民協働のまちづくり、市民参加のまちづくりを推進します。
- ・佐久市市民活動サポートセンターを拠点とした市民活動ネットワークの拡大を図るとともに、若者世代の参加と活動の充実を促進します。
- ・佐久市まちづくり活動支援金の活用を促進するとともに、市民活動団体が行うまちづくり活動を積極的に支援します。

(2) 市民参加のまちづくり

- ・市民自らが参加し、意見を述べる機会を増やすことで、市民の市政参加を促進します。
- ・各種審議会の市民公募委員枠の拡大を図るとともに、審議会の日程や会議録などの情報提供を推進します。

(3) 広報・広聴の充実

- ・市民への分かりやすく、きめ細かな情報提供を行うため、広報佐久や市ホームページの充実を図ります。
- ・時代に即した幅広い情報発信を行うため、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平と連携するとともに、ツイッター、フェイスブック、サイマルラジオなどを活用した広報活動を推進します。

- ・幅広い年齢層、職種の市民から意見を聴くため、市政モニター、地区市政懇談会、住民説明会、出前講座、各種審議会やワークショップなどによる広聴活動を推進します。

(4) 情報公開と個人情報保護

- ・佐久市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、社会ニーズに応じた制度の改善に努めます。
- ・佐久市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正な運用を図ります。
- ・マイナンバー制度の運用開始に伴い、個人情報のより一層の適正な管理を図ります。

* SNS:ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

地域コミュニティ

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・地域コミュニティ*の基本である区の活動に対して活動費を交付することで、地域活動を支援しています。
- ・公会場などの公共施設整備に対して補助金を交付することで、地域コミュニティの活性化を支援しています。
- ・佐久市市民活動サポートセンターが中心となって、地域コミュニティ組織の立ち上げを支援するとともに、地域コミュニティ組織間の活発な情報交換を促進しています。

現状と課題

- ・災害時の助け合いや、ひとり暮らし高齢者への支援など、あらゆる活動の基礎となる区を始めとする地域コミュニティ組織は重要な役割を担っていることから、地域コミュニティを維持し、円滑な活動・運営ができるよう支援する必要があります。
- ・少子高齢化や地域社会への関わり方の希薄化が進み、地域活動への参加者が減少している中で、活力と魅力ある地域コミュニティづくりを進める必要があります。
- ・地域の課題を市民が自主的、主体的に解決するための仕組みづくりを進める必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域自治組織の育成

- ・地域コミュニティの基本である区の活動や適正規模、区の実情に合った区の体制づくりを支援します。
- ・基礎組織である区や、地域活動を行うボランティア団体・NPOなどの様々な団体と連携して、地域課題を解決するための取組を支援します。

(2) コミュニティ活動環境の充実

- ・コミュニティ活動の基盤となる公会場などの施設整備を支援します。
- ・地域の伝統文化の継承、保存など住民が自主的に行うコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感に基づく自治意識の高揚を図ります。
- ・地域コミュニティの活性化を図るため、都市地域等から移り住み地域協力活動に従事する地域おこし協力隊*の活動の充実を図ります。
- ・市民活動サポートセンターと地域コミュニティとの連携を強化し、地域の支え合い組織による地域活動の充実を図ります。

* 地域コミュニティ: 地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

* 地域おこし協力隊: 都市地域から生活の拠点を移した「地域おこし協力隊員」が一定期間、地域に居住し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援などの「地域協力活動」を行いながら、隊員のその地域への定住・定着を図る取組

行財政経営

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・佐久市行政評価システムに基づき、施策評価、外部評価を含む事務事業評価を行い、計画・実施・評価・改善（PDCAサイクル）による事務事業の改善を行っています。
- ・効率的な財源配分のため、毎年度、中長期的な財源推計を行う中で3年度間の実施計画を策定しています。
- ・財源確保のため、公売などにより市有地の売却や貸付を行うとともに、平成24年度から市民ホールに広告収入付自治体案内板を設置しています。
- ・佐久市温水利用型健康運動施設の整備では、民間活力の積極的活用を図ったDBO方式*を導入しました。
- ・納税者の意識向上を図るとともに、納税相談や滞納処分、長野県地方税滞納整理機構との連携による滞納整理など、収納率の向上を図っています。
- ・幅広い視野と経験を身につけた人材を育成するため、他団体との人事交流を推進しています。
- ・多様な入札契約方法の選択を可能にするため、プロポーザル方式*や長期継続契約についてのガイドラインを整備するとともに、総合評価落札方式*の評価項目について見直しを行い、平成28年度から電子入札を導入しました。

現状と課題

- ・第三次佐久市行政改革大綱に基づき、より効果的な検証を可能とする行政評価システムの見直しや、民間活力のさらなる活用などを図っていく必要があります。
- ・今後、社会保障関連経費など義務的経費の増加、合併特例措置の終了など、厳しい財政状況が見込まれることから、一層の計画的・効率的な財政経営を行う必要があります。
- ・公共施設の維持管理経費の負担が大きくなっていくことから、民営化を推進する手法について導入を検討する必要があります。
- ・自主財源の根幹をなす市税について、未申告者調査やさらなる収納率向上対策について検討する必要があります。
- ・職員数や年齢構成の変化も踏まえ、組織機構の見直しと適正な職員配置を進めていく必要があります。
- ・多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、厳しい地域間競争を勝ち抜くために、これまで以上に職員の育成を図っていく必要があります。
- ・公共調達において、手続の透明性や客観性、競争性を向上させる観点から、一般競争入札の適用範囲のさらなる拡大を図るとともに、電子入札の完全実施に向けて制度の普及を図る必要があります。

* DBO方式: 国や地方公共団体が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のこと。

* プロポーザル方式: 業務の内容が技術的に高度なものや専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書(プロポーザル)の提出を求め、最適な者を特定する手続

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 計画的・効率的な行政経営

- ・市民に必要とされる事業の継続と、まちの持続的発展につながる新たな事業の実施を両立できる行政経営基盤の確立を図ります。
- ・時代の変化や市民ニーズに柔軟に対応するため、より効率的・機能的な組織機構の見直しと適正な職員配置に努めます。
- ・行政評価システムの簡素化、重点化により、効果的・効率的な事業の検証と改善を図ります。
- ・民間企業等により実施可能な事務事業について、民間委託などを推進するとともに、PPPやPFI等についても積極的に導入を検討します。

(2) 計画的・効率的な財政経営

- ・限られた財源の重点的・効率的な配分について、「選択と集中」に基づく中長期的な視点に立った計画的な財政経営に努めます。
- ・経費の節減や事務の合理化により、財政構造の健全性・弾力性の確保に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、国・県補助などの特定財源や交付税措置のある有利な起債の活用を図ります。
- ・税負担の公平性と自主財源確保のため、課税客体の的確な把握に努めるとともに、納税環境の整備を図り、納税者の納税意識の高揚と収納率のさらなる向上を

図ります。

- ・未利用地の売却や広告事業などにより、新たな自主財源の確保に努めます。

(3) 適正な人事管理と職員能力発揮

- ・多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、厳しい地域間競争を勝ち抜くための施策を展開できる職員の育成を図ります。
- ・人事評価結果の処遇への反映により、職場の活性化を図るとともに、人材育成や職員配置にも活用し、組織の効率化を図ります。
- ・県及び他の団体との人事交流を継続するとともに、国や民間企業などとの交流を検討します。

(4) 入札及び契約の適正化

- ・社会情勢に対応した入札契約方法の検討を進めます。
- ・建設工事及び建設コンサルタント等の業務の入札において、透明性・競争性・利便性を向上させるために、電子入札の実施を推進します。

(5) 地元企業優先発注の推進

- ・地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等に係る実施方針に基づき、地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進します。

* 総合評価落札方式:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する入札方式であり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者の決定方式

高度情報通信ネットワーク

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・市民に対して防災、福祉、教育など様々な行政サービスを効率的に提供するため、平成25年度に地域公共ネットワーク*を整備しました。
- ・市民の情報活用能力向上のため、佐久情報センターや公民館などによるパソコン教室や、最新の技術を紹介するICTフェスタを開催しています。
- ・サイマルラジオでの首都圏に向けた移住交流に関する放送や、市ホームページでのリアルタイムの風景の配信など、情報通信技術を活用した新しい情報発信を開始しました。
- ・庁内業務における情報管理の指針となる佐久市情報セキュリティポリシー*を平成28年度に見直し、個人情報の保護と情報システムの安全性の確保を図っています。

現状と課題

- ・各種申請・届出行為が簡単にできるよう、県・市町村共同電子申請・届出サービスを提供していますが、利用項目の見直しなどにより利用促進を図る必要があります。
- ・高度化、巧妙化するサイバー攻撃*に対して安全性を確保するため、高度な専門知識と技術を備えた人材を確保する必要があります。
- ・市民に対して生活情報や災害情報を幅広く提供している佐久ケーブルテレビについて、一層の加入促進を図る必要があります。

* 地域公共ネットワーク: 地域の教育、行政、福祉などの高度化を図ることを目的として、学校、公民館、市役所などを高速の情報通信ネットワークで接続するもの

* 情報セキュリティポリシー: 組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

ます。

(1) 地域情報化の推進

- ・ 市民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図るため、ICTの利活用を推進します。
- ・ 観光や防災の拠点等における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、公衆無線LANの整備を推進します。
- ・ 市民の情報活用能力向上のため、民間活力の活用などにより、佐久情報センターの利便性と機能の向上を図ります。

(2) 電子自治体の推進

- ・ 市民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図るため、ながの電子申請届出システム利用者の増加を図るとともに、自治体クラウド*への参加を検討します。

(3) 情報提供・情報発信の充実

- ・ 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平と連携し、即時性の高い情報を取得できる環境整備を推進するとともに、佐久ケーブルテレビへの加入を促進します。

(4) 情報セキュリティの管理

- ・ 佐久市情報セキュリティポリシーを状況に応じて見直し、確実な運用・管理を図ります。
- ・ マイナンバー制度の運用開始などを踏まえ、情報流出防止や外部からの不正アクセスを防御する情報ネットワークの整備と充実を図り、情報資産の安全を確保し

* サイバー攻撃: コンピューターシステムやネットワークなどに、不正侵入して破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

* 自治体クラウド: 複数の地方自治体の情報システムを一つに集約し、通信ネットワークを通じて共同利用するシステム

第2節 地域の力が生きる交流と連携の推進

地域間交流・国際交流

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・交流人口の創出に向けた取組を一層強化するとともに、佐久市らしい新たな施策を展開するため、佐久の魅力や交流情報を集約した交流人口創出基本計画を策定しました。
- ・定住人口の創出に向けた「空き家バンク」事業*については、契約件数全国1位（平成28年2月現在）を達成しました。
- ・東京圏を始めとする大都市に住む高齢者の健康な段階からの希望に応じた移住を促進するため、佐久市生涯活躍のまち構想*及び佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化基本計画を策定しました。
- ・記念式典への出席や物産販売、スポーツでの交流など国内外の姉妹都市、友好都市、ゆかりのまちや交流都市との相互交流を推進しています。
- ・友好都市であるエストニア共和国サク市とは、平成27年度に、公式訪問団を派遣するとともに、お互いの子ども達が訪問し合う「子ども交流覚書」を調印しました。
- ・これまでの相互交流などを契機として、2020年東京五輪・パラリンピック競技大会におけるエストニア共和国の「ホストタウン*」として佐久市が登録されました。
- ・佐久大学、佐久総合病院などと連携し、地域の特徴である「健康長寿」を生かした保健・医療分野での海外からの研修を受け入

れる「保健・医療のつばさ事業」を実施しています。

- ・市内中学生の海外研修による人材育成事業として、アメリカ合衆国、モンゴル国に中学生を派遣しています。
- ・国際交流フェスティバルや、国際交流サロンの実施により、相互理解の向上に努めています。
- ・在住する外国人に対する相談窓口として、在住数が多い中国、タイ、ブラジル、フィリピン出身の相談員を配置し、生活情報の提供や、通訳相談業務を行っています。

現状と課題

- ・交流人口、定住人口を創出して、人口減少克服、地域社会活性化を図るため、関係機関が連携して事業展開を進めるとともに、本市の魅力や情報を積極的に発信する必要があります。
- ・移住希望者のニーズに合ったサービスを提供することができるよう、移住体験住宅での「暮らし体験」の利用を促進するとともに、空き家バンクへの物件登録数の増加を図る必要があります。
- ・希望に応じた移住を促進するため、都内の移住促進センターにおいて、移住に関する情報発信とニーズ調査を行うとともに、「佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化検討委員会」、「担い手会議」を中心として、住民主体の受

*「空き家バンク」事業：空き家情報を市ホームページ上で公開し、移住・交流希望者に提供する事業

*生涯活躍のまち構想：東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるまちづくりを目指すための構想

入体制を構築する必要があります

- ・今後、北陸新幹線の延伸、中部横断自動道の延長や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などの新しい動きを視野に入れて、さらなる交流人口の創出に取り組む必要があります。
- ・国際感覚を身につけた人材を育成するため、中学生海外研修事業などを充実する必要があります。
- ・在住する外国人の相談は、専門的な医療通訳が必要な相談やDV相談など、関係機関との調整が必要な複雑な内容も多いことから、相談体制について検討していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 交流人口・定住人口の創出

- ・交流人口創出基本計画を見直し、佐久の魅力や交流情報を集約し、県内外に向けた積極的な情報発信を推進します。
- ・地域資源を生かした、様々な交流が生まれる事業を推進します。
- ・定住人口の増加のため、空き家バンク事業の充実を図り、希望者のニーズに合った定住促進に努めます。
- ・佐久市生涯活躍のまち構想に基づき官民連携による生涯活躍のまちの事業化を推進します。
- ・国内外の姉妹都市、友好都市、ゆかりのまちや交流都市との交流を推進します。

- ・エストニア共和国サク市との子ども達の相互交流や、同国との2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「ホストタウン」としての交流を推進します。
- ・地域の特徴である「健康長寿」を生かした保健・医療の分野での海外からの研修受入れや海外展開などを推進することにより、アジアを始めとする諸外国の保健・医療の分野の進展に寄与するとともに、交流人口の創出を図ります。

(2) 国際性豊かな人材育成

- ・国際感覚を身につけた人材の育成のため、中学生海外研修事業の充実を努めます。
- ・学校教育や社会教育など様々な場を通じて、国際理解の機会づくりと異文化コミュニケーション能力の向上に努めます

- ・国際交流フェスティバルなどのイベントを開催し、相互理解を促進します

(3) 在住する外国人が暮らしやすいまちづくり

- ・在住する外国人に対する相談窓口の強化や生活情報の提供を充実し、暮らしやすい環境づくりを推進します。
- ・国際交流ネットワーク佐久、佐久国際交流ボランティアの活動の充実を図り、市民の相互扶助を促進します。

* **ホストタウン**: 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るため、登録を受けた地方公共団体のこと。

広域連携

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・佐久地域の一体的な振興・発展のため、佐久広域連合において新たな広域計画が策定され、広域行政施策が展開されています。
- ・佐久市を中心市とした12市町村で構成される佐久地域定住自立圏における取組を引き続き推進するため、佐久地域定住自立圏共生ビジョンを改訂しました。
- ・佐久広域圏内の老朽化した2施設を統合した新斎場として、佐久平斎場が平成28年4月から稼働しており、佐久広域圏全体での効率的な利用が図られています。
- ・佐久広域連合において、佐久広域連合成年後見支援センター及び佐久広域連合障害者相談支援センターが開設され、相談支援業務を行っています。
- ・小諸市外二市御牧ヶ原水道組合において実施していた御牧ヶ原の水道事業を小諸市水道に統合しました。
- ・佐久クリーンセンターと川西清掃センターを統合した新たなごみ焼却施設「新クリーンセンター」の整備を推進するため、平成26年10月に佐久市・北佐久郡環境施設組合を設立しました。

現状と課題

- ・行政分野においては、一市町村単位で行うより広域的な運営の方が、経済的かつ効果的なサービスの提供が可能となる分野もあり、各市町村が保有する様々な資源を生かした広域連携を進める必要があります。
- ・人口減少社会の中で、佐久広域圏全体として人口流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成を図るため、広域圏における地域内での融和を進めるとともに、広域連携を推進する必要があります。
- ・広域行政は、佐久広域連合を核として、一部事務組合や佐久地域定住自立圏の推進などにより、市町村間の連携を深めながら推進していく必要があります。
- ・佐久地域定住自立圏の目的である圏域の人口確保と地域の活性化のため、現在の取組の評価・検証を行い、より効果的な取組を企画していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 広域行政の推進

- ・佐久広域圏全体の人口減少に歯止めをかけるとともに、広域圏全体の社会・経済の活性化を図るため、広域圏における地域内での融和を進めるとともに、圏域市町村の適切な機能分担と連携により、住民の暮らしに根ざした施策展開を促進します。
- ・佐久広域連合広域計画に基づき、佐久広域の市町村が一体となって、活力ある地域づくりを促進します。
- ・社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、新たな広域的課題についての調査研究に努めます。

(2) 定住自立圏構想の推進

- ・関係市町村との連携・協力により、圏域全体の生活機能やネットワークの強化を図ります。
- ・佐久地域定住自立圏共生ビジョンに定める取組を検証することにより、人口減少などの社会情勢の変化に対し柔軟な対応を図ります。

(3) 広域行政の組織機能強化

- ・多様化する広域行政ニーズに適切に対応できる組織体制の強化・充実を促進します。
- ・施設の老朽化に対応するとともに、事務処理の効率化を図るため、一部事務組合の統合を検討します。